介護施設・高齢者施設の開設までの主な流れ
＜随時募集対象施設＞

介護・高齢者福祉事業の構想・計画

○施設整備を検討している介護・高齢者福祉事業について、区の整備計画、整備状況を確認してください。
※整備状況によっては、整備計画をお断りする場合があります。

↓

区の整備計画を確認

↓

整備計画の具体化
- 整備用地（物件）の確保
- 資金計画
- 設計
- 整備スケジュール
- 収支シミュレーション　など

○整備の意向がある場合は、整備計画の検討段階において区に一報をお願いします。
○整備予定地が決まり、整備計画が具体化した段階で区に事前相談を行ってください。
○補助制度を活用する場合は、東京都の審査基準、審査要領等に適合する必要があります。あらかじめ東京都の審査基準等を確認してください。
○補助制度を活用する場合は、できるだけ東京都の補助協議締切日の約２か月前までに区へ事前相談を行ってください。
※事前相談の時期によっては次回の補助協議とさせていただく場合があります。
○建物は建築基準法や消防法等に適合していることが必要です。事前に関係各所に確認してください。
○事前相談の内容を踏まえ、区が適当な整備計画と判断した場合に整備計画を進めてください。

↓

事前相談

↓

近隣住民に説明

○介護・高齢者福祉施設の運営には地域住民の理解・協力が必要です。
地域住民に対して丁寧な説明に努め、十分理解を得た上で整備計画を進めてください。

↓

補助協議
（事業者→区→東京都）

○東京都の補助協議締切日の約１か月前までに必要書類を区に提出してください。

↓

補助内示
（東京都→区→事業者）

補助制度の活用なし

↓

建設・改修工事着手

○補助制度を活用する場合は、必ず内示を受けてから入札、契約、工事に着手してください。

↓

開設準備
- 各申請・届出書類の準備
- 職員募集・研修
- 開設準備経費補助金の申請　など

○事業によっては事業者指定申請までに研修を修了することが必要な場合があります。研修時期は限られていますので受講漏れがないよう、注意してください。

↓

申請・届出

○各事業の申請・届出期日までに必要書類を提出してください。

↓

利用者・入居者募集

↓

施設の開設

○人員・設備等の基準を遵守し、継続的な事業運営に努めてください。

※随時募集対象施設：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居介護及び都市型軽費老人ホーム